

○農業保険法施行規則第一百七条第四項の規定による肉豚の価額の算定の方法を定める件

（制定…平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百三十一号）

（最終改正…令和六年三月二十五日農林水産省告示第六百二号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七条第四項の規定に基づき、同項の規定による肉豚の価額の算定の方法を次のように定める。

農業保険法施行規則第一百七条第四項の規定による肉豚の価額の算定は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

$$A \times 0.42$$

Aは、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）における過去一年間の肉豚の平均取引価格（当該組合等の区域の肉豚の枝肉が主に取引される卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場であつて食肉の取引が行われるものに限る。）において当該

価額の算定の日以前一年間に取り引かれた肉豚の枝肉の平均価格に相当する金額から当該卸売市場において肉豚を枝肉に処理するために必要な費用に相当する額を減じて得た額とする。）

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日農林水産省告示第六百二号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。